

特定福祉用具購入申請 Q&A

Q. 要介護認定新規申請中の人は受領委任払いができますか？

A. 新規申請中の方は負担割合証が確認できないため、受領委任払いは利用できません。 償還払いで御購入ください。

Q. 受領委任払いを利用するため、支給限度額の回答を待っています。連絡してから何日位で郵送されますか？

A. 審査を行い、結果が出てからの発送となるので、御連絡から一週間程度お時間をいただいております。急ぎ特定福祉用具を必要とする場合は、償還払いで購入ください。

Q. 10万円を超える特定福祉用具を受領委任払いで購入することはできますか？

A. 支給限度基準額である10万円を超える購入については、受領委任払いの利用できません。

Q. 特定福祉用具を購入する際の利用者負担額はどのように計算しますか？

A. 購入した代金に利用者の負担割合を掛けます。1円未満の端数がある場合は、切り上げ処理をします。同時に複数の福祉用具を購入する場合は、個々の福祉用具ごとに利用者負担額を計算します。

Q. 入浴補助用具の浴室内・浴槽内すのこを、購入する場合、申請にはどのような書類が必要ですか？

A. 特注したすのこの見積書、平面図、購入前と購入後の状態が確認できる写真を御用意ください。

Q. 受領委任払いの同意書の様式はどこにありますか？

A. 市役所の窓口で受け取ることができるほか、水戸市ホームページからダウンロードすることもできます。プリントアウトの際は、必ず両面印刷してください。

Q. 以前介護保険を利用して購入した特定福祉用具が壊れてしまいました。再度同じ物、買い直すことは可能ですか？

A. 可能です。なお、正当な理由なく頻繁に同一の福祉用具を購入している場合や、利用者が使用するとは考えにくい場合については支給対象外となります。

Q. 被保険者が特定福祉用具を購入後、申請を行う前に亡くなってしまった場合も、購入費の支給を受けられますか？

A. 御家族（相続人）の方が代わりに申請できます。詳しくは介護保険課にお問合せください。

Q. 申請書や同意書の誤りを修正テープで直してもいいですか？

A. 修正テープ等による修正は認められません。記載を誤ってしまった場合、該当の場所に二重線を引き、上から訂正印を押して修正してください。また、記載の際に消えるボールペンは使わないでください。